



鳥取県公報

平成12年5月19日(金)
第7181号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	土地改良区の役員の就退任（耕地課）..... 1
	土地改良区の定款の変更の認可（3件）（ 〃 ） 2
◇ 公 告	鳥取県個人情報保護条例の運用状況（県民室）..... 2
	土地収用法による審理の開催（管理課）..... 3
◇ 正 誤	平成12年1月11日付告示第5号中訂正..... 3
	平成12年3月24日付告示第187号中訂正 4

告 示

鳥取県告示第321号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり四王子土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成12年5月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

- 理 事 山 本 利 景 倉吉市大谷534
- 〃 坂 根 國 之 倉吉市大谷714-1
 - 〃 田 中 勇 倉吉市不入岡144
 - 〃 大 畑 昌 瞭 倉吉市大谷877-7
 - 〃 福 田 武 雄 倉吉市大谷350-1
 - 〃 山 崎 洋 次 倉吉市上神866
 - 〃 福 光 堯 道 倉吉市北面152-1
- 監 事 伊 藤 博 則 倉吉市上神847
- 〃 熊 谷 弘 倉吉市寺谷275
 - 〃 谷 口 瑞 樹 倉吉市大谷988-1

平成12年4月21日退任

就任した役員の氏名及び住所

- 理 事 山 本 利 景 倉吉市大谷534
- 〃 坂 根 國 之 倉吉市大谷714-1
 - 〃 田 中 勇 倉吉市不入岡144

- ゝ 大畑昌瞭 倉吉市大谷877-7
 - ゝ 福田武雄 倉吉市大谷350-1
 - ゝ 山崎洋次 倉吉市上神866
 - ゝ 福光堯道 倉吉市北面152-1
- 監事 伊藤博則 倉吉市上神847
- ゝ 熊谷弘 倉吉市寺谷275
 - ゝ 谷口瑞樹 倉吉市大谷988-1
- 平成12年4月22日就任 任期4年

鳥取県告示第322号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、難手土地改良区の定款の変更を平成12年5月11日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成12年5月19日

鳥取県知事 片山善博

鳥取県告示第323号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、大口堰土地改良区の定款の変更を平成12年5月15日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成12年5月19日

鳥取県知事 片山善博

鳥取県告示第324号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、大原土地改良区の定款の変更を平成12年5月15日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成12年5月19日

鳥取県知事 片山善博

公 告

鳥取県個人情報保護条例（平成12年鳥取県条例第3号）第39条の規定により、平成11年10月1日から平成12年3月31日までの間の各実施機関における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成12年5月19日

鳥取県知事 片山善博

1 個人情報の開示請求書による開示請求の件数及び処理状況

実施機関	開示請求件数	処理状況			
		全部開示	部分開示	非開示	請求却下
知事（知事部局）	1	1	0	0	0
知事（企業局）	0	0	0	0	0
病院事業管理者	4	4	0	0	0
教育委員会	5	5	0	0	0

選挙管理委員会	0	0	0	0	0
人事委員会	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0
地方労働委員会	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0
合 計	10	10	0	0	0

2 個人情報の口頭による開示請求の件数

実 施 機 関	開示請求の件数
知事（企業局を含む。）	21
人事委員会	233

（注）「口頭による開示請求」とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について、口頭で開示請求をすることができるものとするものであり、請求があったときは、原則開示するものである。

なお、現在口頭による開示請求を行うことができる個人情報を定めているのは、上記の2実施機関のみである。

3 個人情報訂正請求の件数及び処理状況

請求なし

4 個人情報是正請求及び処理状況

請求なし

5 不服申立て件数及び処理状況

請求なし

土地収用法（昭和26年法律第219号）の規定に基づき、次のとおり審理を開催する。

平成12年5月19日

鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 男

1 期日

平成12年5月23日（火）午後1時

2 場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁議会棟2階 執行部控室

3 件名

特別高圧送電線中国東幹線新設工事及びこれに伴う附帯工事

正 誤

平成12年1月11日付鳥取県告示第5号（保安林の指定予定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

平成12年5月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

頁 3
行 上から20
誤 立木の伐採の限度
正 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

平成12年 3月24日付鳥取県告示第187号（漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みについての同意を求めるための発起人の届出について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

平成12年 5月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

頁	行	誤	正
1	下から11	大字赤崎	大字赤碕
〃	下から 9	大字赤崎	大字赤碕